



(參照)

明正二年八月八日勅令第三百一十七號... 第四十條ノ五ノ項... 沖繩ニ於テ設置シタル通話ノ簡便ノ他ノ地方...

朕大正四年勅令第二百五十五號請願ニ依ル通信施設ニ關スル件中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和九年八月十四日 内閣總理大臣兼 岡田 啓介 拓務大臣 床次竹二郎

勅令第二百五十二號

大正四年勅令第二百五十五號中左ノ通改正ス 第一條 施設ノ爲メスル創設費及維持費ハ...

附則

本令ハ昭和九年八月二十日ヨリ之ヲ施行ス 本令施行前ニ受理シタル請願ニ依ル電信電話施設ノ創設費ニ關シテハ仍舊前ノ例ニ依...

(參照)

大正四年勅令第二百五十五號 第二條 關東州ノ船舶ノ航行性及人命ノ安全ニ關シテ本令ニ定ムルモノヲ...

朕關東州船舶安全合ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和九年八月十四日 内閣總理大臣兼 岡田 啓介 拓務大臣

勅令第二百五十三號

第一條 關東州ニ於ケル船舶ノ航行性及人命ノ安全ニ關シテ本令ニ定ムルモノヲ...

附則

本令ハ昭和九年八月二十日ヨリ之ヲ施行ス 本令施行前ニ受理シタル請願ニ依ル電信電話施設ノ創設費ニ關シテハ仍舊前ノ例ニ依...

告示

外務省告示第八十號 在本邦ノソウエトニ社會主義共和國聯邦邦...

內務省告示第九十六號 都府市計畫法第二條第一項ノ規定ニ依リ香川...

內務省告示第九十七號 都府市計畫法第二條第一項ノ規定ニ依リ香川...

內務省告示第九十八號 昭和三十九年八月十五日 後藤 文夫

昭和三十九年八月十五日 後藤 文夫

昭和三十九年八月十五日 後藤 文夫

(參照)

關東州ノ航海官廳ハ前項ノ規定ニ依リ檢査ニ合格シタル船舶ニ對シテハ合格證明書ヲ交付ス...

第四條 本令施行ノ期日ハ關東長官ノヲ定ムルニ依リ...

附則

船隻安全法第一條第一項第十一號ニ關スル規定及同法第二十七條ノ規定ニ付テハ...

省令

通信省令第五十六號 請願通信施設規則中左ノ通改正ス 昭和九年八月十五日

第四條 創設費及維持費ノ額年額ニ依ルハ別ニ之ヲ指定ス...

(參照)

第八條 前條ノ船舶同條各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ關東長官ノ定ムル所...

第七條 第二項ノ左ノ如ク改ム 前項ノ保證金ハ通貨又ハ國債ヲ以テ工事...

附則

本令ハ昭和九年八月二十日ヨリ之ヲ施行ス 本令施行前ニ受理シタル請願ニ依ル電信電話施設ノ創設費ニ關シテハ仍舊前ノ例ニ依...

告示

昭和三十九年八月十五日 後藤 文夫

昭和三十九年八月十五日 後藤 文夫

告示

昭和三十九年八月十五日 後藤 文夫

昭和三十九年八月十五日 後藤 文夫

昭和三十九年八月十五日 後藤 文夫

昭和三十九年八月十五日 後藤 文夫

昭和三十九年八月十五日 後藤 文夫

昭和三十九年八月十五日 後藤 文夫